

令和4年度 第6回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和4年10月28日（金） 10時00分～12時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2階2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学 グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	金子 ゆかり	( (有) 金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	( (一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	正保 里恵子	(帯広大谷短期大学社会福祉学科教授)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	青木 鐘三
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	佐藤 日南

4 傍聴者 2名

5 審議事項

- ・ 「(仮称)ツルハドラッグ音更木野店」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「木野タウン」(音更町)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

(1) 「(仮称)ツルハドラッグ音更木野店」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 出入口②の安全配慮について

- ・ 届出書 2-4、国道に面している出入口②の場所について、バス停から 10m離すように今後工事をするとのことだが、10m 離して出入口を設けた結果、C棟の飲食店前の駐車マスに駐車している車と出入口②から出入りする車の交差について危険性がないか確認していただきたい。

車路の幅は、駐車マスの端から約 5.7m 程度あり、交互通行可能な幅は確保していることを確認。また、視距を妨げる建築物はなく、入出庫車両、駐車している車両ともに見通しは十分確保していることを確認。

○ 音更本町（北側）からの来客車両の入庫について

- ・ 音更本町（北側）から来る車は、出入口①だけが右折入庫可とのことであり、出入口③から入庫する車が最も多いこととしているが、北側から国道を南下してくる来店客に対して、国道と町道の交差点で右折して出入口③から入庫させるため、どのように誘導するのか

出入口③への入庫車両の内「アクセス方向2」の50%程度(6台)が交差点を右折して左折入庫すると予測しており、交差点を直進した場合、出入口②には右折入庫を遠慮する旨の看板を設置し、出入口①から右折で入庫するよう誘導することを確認。

○ 夜間の出入口③閉鎖について

- ・ 出入口③からの入出庫が最も多いとしている中で、夜間(22:00～翌 6:00)には出入口③と北側駐車場を閉鎖するにはどういった理由があるのか。

計画地北側アパート(1階飲食店・2, 3階アパート)への騒音軽減配慮のため夜間閉鎖するもの。

- 除排雪の頻度について
  - ・ 出入口③からの入出庫が多いとしている中で、冬季の堆雪スペースも出入口③付近の届出外駐車スペースとなっている。雪山のせいで出入口③から出入りする車の視認性が悪くなる恐れがあるので、除排雪の頻度について教えていただきたい。

一時堆積場について、出入口より離れており、視距を妨げることがないことを確認。また、除排雪の頻度について、回数などは決まっていないが、通常は約10cmの積雪で除雪を実施し、堆積場の雪がいっぱいになるなど状況に応じて、契約している除排雪業者へ排雪の依頼することを確認。

- 駐車場内の車両走行について
  - ・ 出入口③の利用が多いとされている一方で、届け出ている駐車スペースは店舗正面に設置されており、動線として来店客は駐車場の中を長い距離走るということになってしまう。歩行者も歩く駐車場内を長く走らせるのは避けた方が望ましいと思われるが、その辺りの安全への配慮などの考え方について、確認したい。

届出外としている店舗北側の9台については、常時解放するため、来店客が利用可能。また、駐車場には免責看板を設置し、駐車場内は徐行し、歩行者の安全確保に協力してもらうことを確認。

- 搬入車両の動線について
  - ・ 搬入車両の動線について懸念があり、ツルハの店舗沿い一番南側の届出外駐車マスについて、駐車マスを設けないよう対応できないか。

業務用とし、従業員が常時駐車するか、もしくは三角コーンを配置するなど、来店客は駐車させないよう対応策を講じることを確認。

- 帯広市方向への車両について
  - ・ 24時間営業となった場合、出入口3は夜間閉鎖するとの事であり、敷地内からの右折出庫は不可能となり、南方面へ向かう車は大きく迂回しなければならないと思われるが、出入口1及び出入口2からの右折出庫が増える懸念はあるのか。また懸念がある場合、どのような対処方法について検討されているか。

店舗としては、左折出庫に協力をいただきたいと考えていることを確認。右折出庫をする必要があるのはアクセス方向4への帰宅客だが、1日の来台数95台が平均的に来店すると仮定して $95 \div 24 \text{時間} = 3.958 \dots \approx 1 \text{時間あたり} 4 \text{台程度}$ となる。実態としても、夜間営業している店舗の午後10時以降の来客は非常に少ないものと推測。

## イ 質疑・確認

(部会長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

(B委員)

この用意していただいた資料で、出入口はバス停から駐車場法で10m離して切り下げということで、10m離れているが、その左側の所に4537とあるが、それは14mとか数値の間違いではないか。

(事務局)

この、4537という数字がどのような数字なのかということは分かりかねる。ただし、出入口①からバス停までは10m以上離れているということで間違いはないことは確認。

(B委員)

承知した。  
右折して、南側に向かう出入口は無い、ということで、出入口③の、夜間閉鎖するという意味合いも、北側の住宅に対して騒音軽減という事で理解できる。  
後は、南側に帰る人たちは遠回りしてください、という事で、もし、右折出庫してしまった場合は自己責任になるという解釈でよろしいか。良心に任せた運転という事になるか。

(事務局)

おっしゃる通り。設置者としては看板を設置し注意喚起するけれども、一定程度右折出庫する車両

が出てきてしまうのは、設置者の配慮の範囲外の話なのかなと思う。

(B 委員)

承知した。

(部会長)

その他、いかがでしょうか。

(C 委員)

確認だが、今まで車のことについて凄く気にしていたが、歩行者の方が歩いて入られる場合の動線について、明確に「歩行者専用道路」があるようには見えないが、A 棟に行く場合、どこを通ると想定されているのか。今になり疑問に思った。入口から入った場合、例えば B 棟の前を通過して駐車マスとの間を通過して行くことになるのか、それとも、車の出入口のところから入って車と一緒に進むのか、その場合の安全性はどのように考えられているのか。どのように現場の出入口になっているか補足資料の写真にもしかしたら写っているかと思って探してみたが良く分からなく、道路と敷地のところに何かフェンス的なものが見えるが、歩行者が出入りすると思われる場所は空いているのか。教えてほしい。

(事務局)

バス停がある場所については、チェーンが常時着くような形になるが、それ以外は自由に出入り出来る形。歩行者への安全配慮について、歩行者専用道路は、確認していないものの、駐車場内の車路は幅広くとられており、自動車と歩行者が十分安全な距離を持って通行できるような形で駐車場マスを配置している。駐車場が満車になったときでも、走行する車と歩行者が近接する危険性は、店舗を見た限りは感じなかった。

(A 委員)

今回は、この説明でクリアすると思うが、以前から、駐車場内の歩行者の安全性という議論は何度か出てきている。国道沿いから歩いてお店に入る人はどう安全に駐車場内を横切るのか。今の状態だと、おっしゃったように「広いから大丈夫」となる。今回もそのようになると思うが、同じ話が何回も議論されていて、その時に出てきたいくつかのアイデアとして、カラーペイントがある。つまり、駐車場内の一部を歩行者ゾーンにして、ブルーでカラーペイントする。そして歩行者はそこを通過する。もっと理想論を言うと、釧路のイオンは、駐車場に入り、停めると、駐車場のマスとマスの間に一段高い歩道がずっとある。車を降りたら、その歩道をずっと歩き、店舗へ入れる。このように、いくつかの店舗は工夫されているので、たぶん今回の案件で歩行者ゾーン作るという話にはならないと思うが、何度も何度も同じ話が出てきているのに今回もスルーされている。何も問題なしです、と。答申に「問題はありません」と。結局ここで論議したことが全部何も形になっていない。今回の店舗も図面では狭く見えているし、店舗へ入っていく人を含めた駐車場内の歩行者ゾーンをどう確保してくのか、親会を含め論議が必要だと思う。この「平面自走式」の限界を常に考えていくというのは、大店立地法の次のステップ、歩行者保護、高齢化するという事を含め考えていくことが必要だと思う。これは議事録に残していただきたい。何年もずっとスルーされ続けて来ているので。

この議論が何回も出ているという事を意識していただき、道庁としても振興局としても真剣に対応を考えていただけないか。

(事務局)

承知した。

(部会長)

A 委員がおっしゃった部分は、駐車場法とかの中にも歩行者との関係性がどの程度規定されているか、その部分を確認していただきたい。

駐車場は、大型店に限らずあらゆるところに、地下の駐車場など大きいところはあるので。確かに、歩行者の動線を確保している駐車場もあれば全くない駐車場もある。

まず、駐車場法との関連を確認していただき、今の話は議事録にのせていただきたい。

私も次の親会の時には他地域の事例を含め聞いてみたいと思う。

(事務局)

駐車場法の中で、駐車場内の規定についてどこまで記載されているか、念のためもう一度確認する。設置者の方が駐車場を設けるにあたりどの程度安全配慮をするかの程度によると思う。

今後、平面自走式の駐車場について、届出の段階で設置者の方に確認するようにし、もちろん歩行

者配慮に関する懸念は議事録にも記載する。

(部会長)

ぱっと見た感じでは、一番安全なのは、A棟に対し縦方向にある二つの建物の側(際)を歩くのが一番安全だろうと感じる。

(B委員)

例えば、B棟の所に、明確にここが歩くところだと分かるようになっていれば、そこを歩いて行けばA棟の方へも比較的車を避けて通ることができる、という設置者の方の配慮が見られるといいなと思う。特に駐車場法で縛られる内容ではないとは思いますが、安全に買い物していただくという設置者の方の配慮として、駐車場の使用状況などをよく見ていただいて検討いただけたらと。何かある前に配慮していただきたいとお伝え願う。

(事務局)

承知した。

(部会長)

では、それ以外の部分で何か。

(D委員)

出入口②付近の駐車場看板について、国道を南下する車から見える側の駐車場看板に「入口→」ではなく「右折入庫ご遠慮ください」と書いてあり、右折入庫を誘導していないように配慮されていると感じる。以前、北見の時は、ツルハのパターンとして両方に付いていると思っていたが、こういう表示も出来るのであれば、これからもこの表示でお願いしたい。

(部会長)

他にご意見等はあるか、なければ、答申案に移りたい。

(事務局)

<答申案読み上げ>

(部会長)

答申案について、ご意見等はあるか。

(委員全員)

<意見なし>

(部会長)

それでは、答申はこの内容としたい。

**(2)「木野タウン」(音更町)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。**

#### **ア 事務的説明での確認事項**

- 南側町道を渡る歩行者への安全配慮について
  - ・ 南側町道(PROXとの間の道)について、信号の設置など、関係者(公安、道路管理者)と再協議してもらえないか?

音更町都市計画課、北海道開発局帯広道路事務所、北海道警察本部交通規制課に相談したが、当計画については、事前に関係者が何度か集まって十分に協議し交通誘導計画等を決定した経緯があり、計画店舗が開店する前の現時点で信号機の議論をすることは出来ないとのこと。なお、横断歩道の設置については、押しボタン付きが原則とされており、その理由としては、歩行者が横断歩道があることの安心感から、安全確認を怠る可能性があるとのこと。ただし、開店後において、交通量等が想定以上に増えるなど、信号機等が必要な状況が発生する際には適切な対応をとることを確認。

- 南側町道の道路管理者について

- ・南側町道について、中央線が消え、一時停止線もかなり国道寄りにあるが、所有者は町で間違い無いか、再度確認して欲しい。

音更町道（町道木野市街東側第26号）であることを確認。

- 南側から来店する右折車両等冬季に国道から南側町道に右折する際、渋滞等を引き起こさないか心配。冬季の交通状況や除雪状況について教えて欲しい。

「国道×町道交差点の右折交通容量」に示す検討を行った結果、右折交通容量は910台/ピーク時でこれに対し来客自動車の右折は103台/ピーク時と予測され、十分な余裕があり右折待ち自動車滞留の発生は殆ど無いと考えられる。また、国道241号は片側1車線だが、中央に広いゼブラ帯があり右折帯の代用として機能しており、路側帯も広く、冬季の除雪も綺麗に行われており渋滞の発生は殆ど発生しない見込みであることを確認。

- 今回設置の駐車台数 534 台、エルシティ、276 台、PROX72 台の場所を明示して欲しい。

各施設の駐車場を明確に線引きすることは不可能ですが、基本的に利用する施設の近くに駐車する事が予測され別添「木野タウン駐車場配分概要図」を目安とし、各施設の付近にそれぞれ今回店舗付近に534台、エルシティ付近に276台、PROX付近に72台設置されていることを確認。

- 別に届出のある「ペットワールド PROX」との管理はどうするのか？本来一体管理するべきでは？

駐車場について、現在「ペットワールド PROX」から「木野タウン」と共有するという変更届出が提出されており、届出上は別々だが、振興局として「木野タウン」と「ペットワールド PROX」は一体的に管理することとなる。なお、夜間閉鎖や冬季の除雪など、駐車場の管理については、それぞれの設置者が相談しながら適切に管理することを確認。

- 既存の駐車場Cと駐車場Aの境界について、車両を相互通行させるように見受けられるが、駐車場Cが斜めになっており、相互通行帯と駐車場Cの駐車マスが接近して危険では無いか。

駐車場Aと駐車場Cの境界については、駐車マスと走行車線にゼブラゾーンを設けるなど、場内の安全確保に配慮することを確認。

- A棟とB棟前の切り込みは、乗降したり荷物を積むスペースか？それともタクシープールか。

乗降等スペースであることを確認。

- 木野東通の「搬出入車両出入口」について、重車両対応の歩道となっているか。

重車両構造になっていることを確認

- 北側、道道の入口について、「右折入庫禁止」としている一方で、看板には西側から来る車両に見えるように「入口→」と表示されている。看板表示について、再考していただけないか。

事業者から、誤解を招く可能性があるので、右折側からは「入口」という表示が見えなくなるよう改善することを確認。

## イ 質疑・確認

(部会長)

それでは、木野タウンの本審議についてご意見等をお願いします。

(A委員)

一番目の指摘事項に対するペットワールドと駐車場の間の町道の話だが、現状は交通量が多くないが木野タウンがオープンした時には、この道がかなり使われるようになる。先ほどの事務局の説明はずっと「現状で」と言っていたが、木野タウンという大きな複合施設が出来て町道の交通量が右折で増えるだろうと5部会は考えている。

そして、ペットワールドと駐車場の間は交通量が増え、何も無いところを渡ることになる。特にペットワールドはペットショップなので子供連れも多いと考えられる。だから、横断歩道ぐらい設置できないのか、という話をしている、今回の事務局の回答になる。これはまずいことだと思う。録音もされているし、公安に「横断歩道を設置したら寧ろ歩行者がゆとりを持ってしまい危ない」と公安が言ったということが聞き捨てならない発言に思う。本来、横断歩道は歩行者を守るためのもの。しかし設置したらむしろ油断を生じさせて危ないと発言した。これはいただけないのではないかと。本当に公安はそのような発言をしたのか。

(事務局)

言葉足らずで申し訳ない、この部分は直接公安へ確認したわけではない。

音更町でも交通安全推進委員会などで警察の横断歩道や信号の設置基準というものが公表されており、音更町に関しては「横断歩道を設置する時は、原則として押しボタン信号も設置が原則」とされており、その理由については、押しボタン式信号機のない横断歩道では、歩行者が横断歩道があることの安心感から、安全確認を怠り交通事故が増える可能性がある」と記載されている。

(A 委員)

驚きの発言だと思います。信号がセットになっての横断歩道設置ということは分かるが、本末転倒な気がする。

(事務局)

感覚的には、「横断歩道があるからさほど確認せずに渡ってしまう」という気持ちは分からなくはない。

(C 委員)

分かりません。私は車を運転しないので、歩行者側の気持ちしか分かりませんが、本当に横断歩道で止まる車は多くない。なので、そこを安心して渡れると思っている歩行者は多くないと思う。しかし、横断歩道があれば、本来、車は停止しなければならない決まりだと思う。だからその決まりを守らない車の方が本来おかしいのではないかと。それを、横断歩道を設置することで歩行者の安心を呼び起こすから設置しない方がいいという考え方は、別に北海道が決められていることではないと思うが、そのような指針を音更町が作っているとすれば、改善が必要なのだと思います。確認していただいた方がいい。

(事務局)

原則としてはあるが、横断歩道や信号等の設置について、結局は交通量等も含めての総合的な判断になるかと思う。

(A 委員)

それは分かりました。もう一度言います、ペットワールドへ買い物に来るお客様は絶対にこの町道を渡ります。つまり、横断歩道がないから注意して渡るだろう、という凄い目線で説明していることになる。言っている意味わかりますか。横断歩道を設置しない方が車の往来を気にしながらタイミングを見計らい「今だ」と渡りその方が断然安全だ、と言っているようにしか聞こえない。信号機とセットに設置というのが原則だとしても、信号機や横断歩道すらない町道を客は渡る。その方が安全だと言うことですね。

(C 委員)

車は、横断歩道のないところの方が、歩行者がいる場合、注意して止まってくれるのか。

(事務局)

説明させていただきたいのは、現状では交通量・歩行者量は増えると見込まれます。しかしながら、現状の歩行者量などを総合的に判断した結果では、公安等も横断歩道や信号等の設置までは至らないとの見解。

交通量・歩行者量の増加など新たな根拠がないと、設置等に向けた再協議になかなか応じていただけないという状況。

(A 委員)

恐らくこの論議は平行線で噛み合うことはない。信号ありきで、横断歩道と信号はセットだから。横断歩道を設置したら信号も設置される。しかし、5部会では「信号の設置」は言っていない。「せめて横断歩道」を設置して、町道に隔てられている店舗と駐車場を歩行者の安全を考えて横断歩道を議論

していたが、音更町の見解では、むしろ危険だから横断歩道も信号も設置しないということ。

(事務局)

そこだけを切り取るのではなく、「総合的な判断」が必要だということ。

(A 委員)

いいです、すみません。これ以上言及しません。

(部会長)

論点を整理しないといけません。

この審議会で、審議することではないと思う。交通安全上の内容だから。しかし、5部会の立場としては、当然駐車場の出入口や大きさなど諸々から利用者の安全性ということに懸念があるということ。事務局側がおっしゃることは、おそらく警察サイドも、このような発言をして良いのか分かりませんが、「何かないと動かない」という典型的な部分だと思う。しかし、5部会としては、A委員もおっしゃった通り、明らかに大型店がオープンし、人の流れが変わり、交通量も間違いなく増えるということからの懸念で皆発言している。この部分は、一度確認事項が出た中での本審議での回答なので、具体的に動くことはないと思う。設置者へ伝えていただきたいのは、「開店後、人の流れ、歩行者の量が圧倒的に増え、交通事故の懸念があるときには速やかに措置を講じて欲しい」ということ。

(事務局)

現状、設置困難ではあるが、今後、交通量が増え、設置の必要性が出てきた時には、交通整理員の配置や看板の設置などとともに適切な措置を講じてほしい旨、設置者へ伝える。

(部会長)

私も行政時代、交通安全を担当していたことがあるので分かるが、結局動くのは重大事故が発生した時。その時に警察や道路管理者や近隣の住民など関係者が集まり点検を行う。例えば、やはりカーブミラーが設置されていなかった、とか、横断歩道を設置していればこのような事故は発生しなかった、などの話になる。残念ながらこれが現実。しかし、5部会はこのようなことが発生しないようにという考え方の下に提言しているということはしっかり伝えていただきたい。

(事務局)

承知した。

(部会長)

他にないでしょうか。

私も南側町道について、信号や横断歩道の設置について、結局はダメか、という感想は素直に持ちました。

(B 委員)

付け足しになると思うのですが、右折で入っていけるのが、ここ(町道側出入口③④⑤)しかない。そして、他のエルシティのところの入口②と③で、右折して入れるという状態であれば、車が分散されてペットワールドの方から右折する車は分散されるのかもしれないが、町道側しかない状態では、これだけの複合施設が増え、ましてイオンは日中の買い物客が多い店舗だと思うので、平日の交通量が絶対的に増えるであろうことが想定できる。その中で、ペットワールドから来た人の安全をどう確保するのかが問題になる。やはり、B委員がおっしゃったように、横断歩道の有無で運転手側も横断歩道があれば左右の歩行者確認を思う。やはりペットワールドの前辺り、出入口の④か⑤か、④になるとペットワールドから出た人が、横断歩道を渡らず駐車場まで行ってしまうことが考えられるので、⑤辺りに横断歩道があると歩行者への安全が確保できると思う。しかし、駐車場側は、路側帯がない。このことが原因で横断歩道を設置できないのであれば、駐車場に渡るための横断歩道という形で設置することはできないのでしょうか。安全の確保を優先し、再度協議していただけるとありがたい。今日、答申なので、その部分を申し添えていただきたい。

(事務局)

承知した。

(C 委員)

今の話に関連して。難しいのは、今回審議する対象となっていないペットワールドの駐車場であるというところもあるのかと思う。ただ、この駐車スペースは、ペットワールドも使うし木野タウンと

しても使うという場所であるということの難しさがあると感じる。これで、一体の審議が必要になるのではないのかという話も出たが、明確にペットワールドの駐車スペースと木野タウンの駐車スペースが分かれている場合、この議論は、ペットワールドからの変更が上がってきて、住民からの意見がありはじめて議論される場所だったと思う。そうではなく、5部会として意見が出るというのは、このスペースが一体となっていて、お客様がどこに止めてもいい状態になってしまっているからこそ出てきた議論。明確に分けられていれば分けて審議できるが、明確に分かれていないけれども審議してください、ということ自体が難しいこと。

この駐車場は一体のものとして、木野タウンに買い物に来た客もペットワールドの駐車スペースに止めるということになれば、やはり心配になるのが、路側帯がないところを通ってイオンなどの店舗に入ると考えると、駐車場内に、歩行者専用スペースが町道に沿って作ることを検討しなくてもいいのか、など、余計な心配が出てきてしまう。本来は、本審議にする内容ではないと思うが、設置者の事業計画自体に無理を感じる。駐車場に沢山駐車マスを用意したからいいだろう（指針はクリアしているからいいだろう）ではないと思う。今回、駐車場の図面を色分けして、緑の部分がペットワールドの駐車スペースとして考えています、と示していただいたので、これ以上今回は追求せず受け入れたと思う。しかし、この敷地内に無い施設が、駐車場を一体として審議しなければならないときはもう少し明確に審議できるような工夫がないと審議が難しいと感じる。

(A 委員)

事務局側も随分困ったと思う。今回の案件は、事務局側が悪いのではなく、案件自体が難しい。

今回の一連の案件は、一件ずつ上がってきて、一件ずつ審議した。

まず、ケーズデンキのみ審議して、ペットワールドで審議して、今回の案件を審議した。

あの頃はこんなこと言っていなかったのに、ということが起きてしまっている。

ペットワールドの審議の時は、目の前の駐車場との関係で審議が行われ、ケーズデンキの審議の時は、町道を右折するとは言っていない、木野東から入ると言っていた。つまり、一つ一つの案件が場当りの対応だったため全体像を見た時に矛盾が生じてしまう。そして、5部会の委員は、一つ一つの答申した時の説明を覚えているから余計に矛盾を感じてしまう。

今回、色分けした駐車場の図面を見せてもらって、すごくわかりやすかった。この緑の部分は、前回ペットワールドの審議をした時に出された駐車スペースになっていると思う。であれば、問題はなかった。しかし、色分けもなく、この駐車スペースはみんな使うかも知れませんが、と言われたから問題になった。この部分はあくまでペットワールドの駐車枠です、で前回答申しているから、このスペースは譲れません、と言ってくれた方がスムーズだった。これはあくまで意見です。

(部会長)

駐車場は実際色分けされている訳じゃないですからね。

(A 委員)

そうですね、でもこの色分けで納得しました。

(C 委員)

審議する側からしたら、資料がはっきり出ていれば、そうですね、と納得できる。

(部会長)

今回、案件の整理の仕方がなかなか悩ましいところ。

実際、D棟もテナントが決まっていない。もしかしたら、北海道初進出なる店舗がオープンしたらまた人や車の流れが変わってしまう。営業時間も変わる可能性がある。そうなるとうちまた新たな変更がなされ、審議され、前回との矛盾が生じる可能性がある。この部分は、審議会の限界なのかもしれない。

(A 委員)

このような審議はずっとあり、飲食店併設のときも絶対にその論議になる。

釧路にスタバができた時。あの時、この店舗は釧路初ですよね、という話になり、大変なことになると議論した。

今後、様々な案件で、併設や増設の動きがあると思う。場当りの議論をしてしまうと、今回のような矛盾がずっと続いてしまう。その場の案件ではなく、この審議会をスムーズに進める為に飲食店との関係をどうするか、増設した時に前回審議とどう整合性をとるかを、振興局だけではなく、全道の審議会全体で考えていかないといけないと考える。

(部会長)

審議会の立て付けの中に、1000 平米以上の小売店という大前提があるが、現実的には、そこだけで案件は終わっていない。その周りに2軒3軒4軒と店があり、分けられていく。当然、その現実の分けを前提として審議員は審議を進める。そこと、大規模小売店舗立地法の審議会と審議案件との仕切りの限界が見える。本来は、法律そのものが現実に即したものとして改正されればいいのだが。

(A 委員)

今すぐには無理。

(部会長)

親会などでまた意見していこうと思う。

(A 委員)

何年もやってきて、それが全然改善されず、ずっと同じ論議をしている。

(部会長)

では、確認ですが、ペットワールドの部分は先ほどお話にありましたが、現在、意見徴収しており、その間住民等から意見がなければ基本的に審議会の開催はない、という理解で良いでしょうか。

(事務局)

そのとおり。

(部会長)

今、論議した以外の部分で他に何か意見ございますか。

では、一点私からのお願いなのですが、今回の質問の中で今後配慮します、などと設置者が答えている部分については、事後、オープンしてから確認だけはよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

承知した。

(部会長)

他にご意見等はあるか、なければ、答申案に移りたい。

(事務局)

答申(案)であるが「意見を述べる必要はない」とする。本審議会での議論を踏まえ、地域住民や来店客が公道を渡る際の来店車との交錯危険性について懸念が示す意見が出されたが、「安全確保に向けた一定の配慮を行うことを確認した」との文言を申し添える答申(案)である。

<答申案読み上げ>

(部会長)

答申案について、ご意見等はあるか。

(委員全員)

<意見なし>

(部会長)

それでは、答申はこの内容としたい。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

## 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり